

ダウンロード

○千葉県卸売市場条例施行規則（昭和46年12月28日規則第104号）

千葉県卸売市場条例施行規則

昭和四十六年十二月二十八日  
規則第百四号

改正	昭和五一年	一月一六日規則第三号	昭和五三年	四月	一日規則第一八号
	昭和五九年	七月	三日規則第四〇号	平成一二年	三月二四日規則第三三号
	平成一三年	三月三〇日規則第五〇号	平成一六年	二月一三日規則第六号	
	平成一七年	二月二二日規則第一三三号	平成一七年	三月	七日規則第二五号
	平成一八年	三月三一日規則第六七号	平成一九年	三月二〇日規則第一四号	
	平成二三年	三月一日規則第一〇号			

千葉県卸売市場条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号。以下「法」という。）及び千葉県卸売市場条例（昭和四十六年千葉県条例第六十九号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（開設の許可申請書）

第二条 条例第二条第一項の申請書の様式は、別記第一号様式とする。

2 条例第二条第一項第四号の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 開設の予定期日
- 二 卸売業者の氏名又は名称及び住所
- 3 条例第二条第二項の規則で定める書類は、当該申請者の次の各号に掲げる区分に従い、次の各号に掲げる書類とする。

一 地方公共団体

- イ 地方卸売市場設置条例
- ロ 市場関係組織図
- ハ 市場の位置図及び見取図又は写真

二 地方公共団体以外の法人

- イ 定款
- ロ 登記事項証明書
- ハ 役員の戸籍抄本及び履歴書
- ニ 株式会社である場合には株主の氏名及び持株数を記載した書面
- ホ 申請時の直前の決算に係る貸借対照表、損益計算書及び財産目録
- へ 前号ハに掲げる図面又は写真

三 個人

- イ 申請者（その者に代理人があるときはその者及び法定代理人）の戸籍抄本及び履歴書
  - ロ 第一号ハに掲げる図面又は写真
- 一部改正〔平成一七年規則二五号〕

（業務規程及び事業計画）

第三条 条例第三条第一項第四号の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 委託手数料の徴収の方法に関する事項
- 二 委託手数料の額の決定に関する事項
- 三 委託手数料の額の周知に関する事項
- 2 条例第三条第一項第九号の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。
  - 一 市場秩序の保持に関すること。
  - 二 清潔の保持に関すること。
  - 三 関係事業者の報告及び資料の提出に関すること。

- 四 市場施設管理に関すること。
- 五 関係規程の制定に関すること。
- 3 条例第三条第二項第五号の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。
  - 一 施設を新設する場合には、その着工及び竣工の見込期日
  - 二 卸売業者、仲卸業者及び買受人の見込数
  - 三 附属営業人の見込数一部改正〔平成一七年規則一三号〕

(許可証)

第四条 条例第四条第一項(条例第九条第一項において準用する場合を含む。)の許可証(以下本条において「許可証」という。)の様式は、別記第二号様式(同項において準用する場合は、別記第三号様式)とする。

- 2 条例第四条第三項(条例第九条第一項において準用する場合を含む。)の規定により、許可証の再交付を受けようとする者は、別記第四号様式(同項において準用する場合は、別記第五号様式)による申請書を知事に提出しなければならない。
- 3 許可証の交付を受けた者は、その記載事項に変更があつたときは、直ちに知事に提出して、当該事項の変更の記載を受けなければならない。

(営業及び事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割の申請)

第五条 条例第五条第一項(条例第九条第一項において準用する場合を含む。)の認可を受けようとする者は、別記第六号様式(同項において準用する場合は、別記第七号様式)による申請書に、次の各号に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- 一 譲渡契約書の写し
- 二 申請者の第二条第三項各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる書類
- 三 申請者が個人である場合は、第二条第三項第三号に掲げる書類
- 2 条例第五条第二項(条例第九条第一項において準用する場合を含む。)の認可を受けようとする者は、別記第八号様式(同項において準用する場合は、別記第九号様式)による申請書に、次の各号に掲げる書類を添付して提出しなければならない。
  - 一 合併契約書又は分割契約書(新設分割の場合にあつては、分割計画書)の写し
  - 二 第二条第三項第二号に掲げる書類
- 3 第一項又は前項において開設者と卸売業者が同一である場合であつて、第一項又は前項に規定する手続を同時に行うときは、卸売業者に係る当該手続を省略することができる。

一部改正〔平成一三年規則五〇号・一九年一四号〕

(相続の認可申請書)

第六条 条例第六条第三項(条例第九条第一項において準用する場合を含む。)の認可を受けようとする者は、別記第十号様式(同項において準用する場合は、別記第十一号様式)による申請書に、次の各号に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- 一 被相続人の死亡を証明する書類
- 二 相続人が二人以上ある場合においては、開設又は卸売の業務を承継すべき相続人であることを証する書類
- 三 相続人(その者に代理人があるときはその者及び法定代理人)の戸籍抄本及び履歴書
- 四 第二条第三項第一号ハに掲げる図面又は写真

(名称変更等の届出)

第七条 条例第七条第二号(条例第九条第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、別記第十二号様式(同項において準用する場合は、別記第十三号様式)によるものとする。

(卸売業務の許可申請書)

第八条 条例第八条第一項の申請書の様式は、別記第十四号様式とする。

- 2 条例第八条第一項第四号の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。
  - 一 業務開始予定期日
  - 二 従業員数
  - 三 業務開始後三年間の取扱品目ごとの取扱数量及び金額の見込み
  - 四 業務開始後三年間の収支見込み

## 五 経験年数

- 3 条例第八条第三項において準用する条例第二条第二項の規則で定める書類は、当該申請者が法人である場合にあっては、第二条第三項第二号（へを除く。）に掲げる書類とし、申請者が個人である場合にあっては、同項第三号イに掲げる書類とする。
- 4 条例第八条第一項の場合において、当該申請者が法第五十五条の許可を受けようとする者と同一である場合であつて、当該許可を同時に申請するときは、第二項第三号及び第四号に掲げる事項の記載並びに前項に規定する書類の提出を省略することができる。

（事業報告書）

第九条 条例第十条第一項の事業報告書の様式は、別記第十五号様式によるものとする。

- 2 当該事業報告書の提出者が水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第二条に規定する水産業協同組合である場合における前項の事業報告書の様式は、同項の規定にかかわらず、同法第四十条第二項に規定する事業報告の様式によるものとする。
- 3 条例第十条第二項に規定する規則で定める電磁的記録は、卸売業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。

一部改正〔昭和五一年規則三号・平成一七年一三号・一八年六七号・一九年一四号〕

（事業報告書の写しの備付け及び閲覧）

第九条の二 条例第十条の二第一項の規則で定める部分は、貸借対照表及び損益計算書とする。

- 2 条例第十条の二の規定により、卸売業者は、前項の事業報告書の部分の写しを卸売業務を行う事務所内において、一年間、備えて置くものとする。
- 3 条例第十条の二第二項の規定により同条第一項の事業報告書の写しの作成に代えてこれに記載すべき事項を記録した電磁的記録を作成し、備えて置く場合においては、次の各号に掲げる方法のいずれかにより備えて置かなければならない。
  - 一 作成された電磁的記録を卸売業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより記録する方法
  - 二 書面に記載された情報をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてきた電磁的記録を卸売業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより保存する方法
- 4 条例第十条の二第三項に規定する規則で定める方法は、当該事項を卸売業者の事務所に備え付けた電子計算機の映像面又は紙面に表示する方法によるものとする。

追加〔平成一二年規則三三号〕、一部改正〔平成一八年規則六七号〕

（廃止の許可申請書）

第十条 条例第十一条第一項の申請書の様式は、別記第十六号様式とする。

- 2 条例第十一条第一項第四号の規則で定める事項は、廃止の予定期日とする。
- 3 条例第十一条第二項において準用する条例第二条第二項の規則で定める書類は、法人にあつては総会における議事録の写し又はこれに代わるべき書類とする。

（卸売業務の廃止の届出）

第十一条 条例第十二条第一項の規定による届出は、別記第十七号様式によるものとする。

（仲卸業者）

第十二条 条例第十三条第二項に規定する名簿は、毎年四月一日現在における仲卸業者について同月末日までに別記第十八号様式により提出するものとする。

全部改正〔平成一二年規則三三号〕

第十三条 削除

削除〔平成一二年規則三三号〕

（相対取引によることができる特別の事情がある場合）

第十四条 条例第十五条第二項の規則で定める特別の事情がある場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 災害の発生
- 二 入荷の遅延

- 三 卸売の相手方が少数である場合
- 四 せり売又は入札の方法による卸売により生じた残品の卸売をする場合
- 五 卸売業者と仲卸業者又は買受人との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した生鮮食料品等の卸売をする場合
- 六 緊急に出港する船舶に生鮮食料品等を供給する必要があるためその他やむを得ない理由により通常の卸売開始の時刻以前に卸売をする場合
- 七 前各号に掲げるもののほか、せり売又は入札の方法によることが著しく困難な場合  
一部改正〔平成一二年規則三三号〕

(せり売又は入札の方法によらなければならない特別の事情がある場合)

第十四条の二 条例第十五条第三項の規則で定める特別な事情がある場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 当該市場における生鮮食料品等の入荷量が一時的に著しく減少した場合
- 二 当該市場における生鮮食料品等に対する需要が一時的に著しく増加した場合  
追加〔平成一二年規則三三号〕

(受託契約約款)

第十五条 条例第十七条第一項の規定による受託契約約款の届出は、別記第二十一号様式（当該約款の変更に係る届出にあつては、別記第二十二号様式）によるものとする。

(せり人の届出)

第十六条 条例第十八条第一項の規則で定める資格は、同項に規定するせり人となる者が次の各号のいずれにも該当しない者であることとする。

- 一 破産者で復権を得ないもの
  - 二 法又は条例の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
  - 三 成年被後見人又は被保佐人
- 2 条例第十八条第二項の規定により卸売業者がせり人を定めたときの届出は、別記第二十三号様式（当該届出に係るせり人にせりを行なわせなくなつたときの届出にあつては、別記第二十四号様式）により行なうものとする。
- 3 条例第十八条第二項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 年齢
- 二 住所
- 三 経験年数

一部改正〔平成一二年規則三三号〕

(仲卸業者の業務の規制)

第十七条 条例第十九条の規則で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 仲卸業者は、取扱品目の部類に属する生鮮食料品等であつて当該地方卸売市場の卸売業者から買い入れることが困難なものを当該地方卸売市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売しようとする場合には、その品目、数量及び買入れの相手方並びに当該地方卸売市場の開設者の定める事項を記載した申請書を当該開設者に提出して、当該開設者の承認を受けなければならないものとする。
- 二 前号の承認をするか否かの決定は、当該生鮮食料品等に関する取引の状況、当該地方卸売市場の卸売業者から買い入れることが困難な事情等について調査してするものとする。
- 三 第一号の承認を受けた仲卸業者は、その承認に係る生鮮食料品等の全部を販売したときは、その旨を開設者に届け出なければならないものとする。

一部改正〔平成一二年規則三三号〕

(業務規程等の変更)

第十八条 条例第二十二條第一項の申請書の様式は、別記第二十五号様式とする。

- 2 条例第二十二條第一項の規則で定める軽微な変更は、次の各号に掲げる変更とする。
- 一 地方卸売市場の面積の変更のうち、市場ごとに、その面積の十パーセント以内を増減するもの
  - 二 卸売業者又は仲卸業者の預託すべき保証金の額として定める金額の十パーセント以内を増減するもの

三 卸売業者、仲卸業者等が市場内で使用する用地、建物その他施設に係る施設使用料をその十パーセントを超えて増減するもの以外のもの

四 附属営業人に関すること。

3 条例第二十二條第二項の規定により意見を聴くべき利害関係者の選定は、意見を述べることについて正当な理由を有する者のうちから開設者が指名することにより行うものとする。

4 条例第二十二條第三項の規定による届出は、別記第二十六号様式によるものとする。

一部改正〔平成一二年規則三三号・一七年一三号〕

(小規模卸売市場)

第十九條 条例第二十五條第一項前段の規定による届出は、小規模卸売市場の開設（以下本条において単に「開設」という。）に係るものにあつては、別記第二十七号様式によるものとし、小規模卸売市場における卸売の業務（以下本条において単に「卸売業務」という。）に係るものにあつては、別記第二十八号様式によるものとする。

2 条例第二十五條第一項前段の規定により届け出た事項を変更しようとする場合における同項後段の規定による届出は、開設に係るものにあつては別記第二十九号様式によるものとし、卸売業務に係るものにあつては別記第三十号様式によるものとする。

3 小規模卸売市場又は卸売業務を廃止しようとする場合における条例第二十五條第一項後段の規定による届出は、小規模卸売市場に係るものにあつては別記第三十一号様式によるものとし、卸売業務に係るものにあつては別記第三十二号様式によるものとする。

4 条例第二十五條第二項の規則で定める事項は、地方卸売市場に係る業務規程の記載事項に準ずるものとする。

(検査員証)

第二十條 法第六十六條第二項において準用する法第四十八條第三項の身分を示す証明書の様式は、別記第三十三号様式とする。

(書類の経由等)

第二十一條 条例及びこの規則の規定により、知事に提出しなければならない申請書等の書類は、当該卸売市場の所在する所在地を所管区域とする農業事務所（主として水産物の卸売を行う卸売市場にあつては、その所在地を所管区域とする水産事務所）の長を経由しなければならない。

全部改正〔平成一二年規則三三号〕、一部改正〔平成一六年規則六号・二三年一〇号〕

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和四十七年一月一日から施行する。

(千葉県青果市場条例施行規則の廃止)

2 千葉県青果市場条例施行規則（昭和四十年千葉県規則第三十号）は、廃止する。

附 則（昭和五十一年一月十六日規則第三号）

この規則は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十三年四月一日規則第十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十九年七月三日規則第四十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十二年三月二十四日規則第三十三号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十三年三月三十日規則第五十号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十六年二月十三日規則第六号）

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年二月二十二日規則第十三号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三条第二項の前に一項を加える改正規定（同条第一項第二号及び第三号に係る部分に限る。）は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年三月七日規則第二十五号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。  
附 則 (平成十八年三月三十一日規則第六十七号)  
この規則は、平成十八年四月一日から施行する。  
附 則 (平成十九年三月二十日規則第十四号)  
(施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 平成十九年三月三十一日以前に始まる事業年度に係る地方卸売市場卸売業者事業報告書については、この規則による改正後の千葉県卸売市場条例施行規則第九条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
- 3 この規則の施行前に、改正前の千葉県卸売市場条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。  
附 則 (平成二十三年三月十一日規則第十号)  
この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

別 記

第一号様式

(第二条第一項)

一部改正〔昭和53年規則18号・平成19年14号〕

第二号様式

(第四条第一項)

第三号様式

(第四条第一項)

第四号様式

(第四条第二項)

一部改正〔昭和53年規則18号〕

第五号様式

(第四条第二項)

一部改正〔昭和53年規則18号〕

第六号様式

(第五条第一項)

一部改正〔昭和53年規則18号・平成19年14号〕

第七号様式

(第五条第一項)

一部改正〔昭和53年規則18号・平成19年14号〕

第八号様式

(第五条第二項)

一部改正〔昭和53年規則18号・平成13年50号・19年14号〕

第九号様式

(第五条第二項)

一部改正〔昭和53年規則18号・平成13年50号・19年14号〕

第十号様式

(第六条第一項)

一部改正〔昭和53年規則18号〕

第十一号様式

(第六条第一項)

一部改正〔昭和53年規則18号〕

第十二号様式

(第七条)  
一部改正〔昭和53年規則18号〕

第十三号様式  
(第七条)  
一部改正〔昭和53年規則18号〕

第十四号様式  
(第八条第一項)  
一部改正〔昭和53年規則18号・平成19年14号〕

第十五号様式  
(第九条第一項)  
全部改正〔平成19年規則14号〕

第十六号様式  
(第十条第一項)  
一部改正〔昭和53年規則18号〕

第十七号様式  
(第十一条)  
一部改正〔昭和53年規則18号〕

第十八号様式  
(第十二条)  
全部改正〔平成12年規則33号〕

第十九号様式及び第二十号様式 削除  
削除〔平成12年規則33号〕

第二十一号様式  
(第十五条)  
一部改正〔昭和53年規則18号〕

第二十二号様式  
(第十五条)  
一部改正〔昭和53年規則18号〕

第二十三号様式  
(第十六条第二項)  
一部改正〔昭和53年規則18号〕

第二十四号様式  
(第十六条第二項)  
一部改正〔昭和53年規則18号〕

第二十五号様式  
(第十八条第一項)  
一部改正〔昭和53年規則18号・平成12年33号〕

第二十六号様式  
(第十八条第三項)  
一部改正〔昭和53年規則18号・平成12年33号〕

第二十七号様式  
(第十九条第一項)  
一部改正〔昭和53年規則18号・平成19年14号〕

第二十八号様式  
(第十九条第一項)  
一部改正〔昭和53年規則18号・平成19年14号〕

第二十九号様式  
(第十九条第二項)  
一部改正〔昭和53年規則18号〕

第三十号様式

(第十九条第二項)

一部改正〔昭和53年規則18号〕

第三十一号様式

(第十九条第三項)

一部改正〔昭和53年規則18号〕

第三十二号様式

(第十九条第三項)

一部改正〔昭和53年規則18号〕

第三十三号様式

(第二十条)